ACSES ニュースレター_２１７４号（2021 年９月９日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（14 頁）―

［1］化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気冷蔵庫で火災等〈消費者庁〉
・日大付属病院建設めぐる背任容疑 関係先として大学本部を捜索〈放送報道〉
・新潟大教授が論文を二重投稿　外部から指摘、大学は処分や公表せず〈新聞報道〉
［2］［特集］新型コロナウイルス感染症
［状況］
◇省庁発表
［対策・予防］
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
［3］新たに８物質を麻薬等に指定し、規制の強化を図ります〈厚生労働省〉
◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第 250 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 152 号）〈官報〉
［4］健康安全
◇「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定した事案について公表します〈厚生労働省〉
◇咽頭がん・悪性黒色腫と放射線被ばくに関する医学的知見を公表します
～国際的な報告や疫学調査報告などを分析・検討して報告書を取りまとめ～〈厚生労働省〉
［5］環境安全関係
◇（仮称）秋田県八峰町・能代市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
［6］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件　［公募結果、意見募集結果］　１件
［7］その他省庁発表　２件
［8］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　［開催記録、報告、資料等］　４件
［9］その他　１件

竜胆（リンドウ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:電気冷蔵庫で火災等

＜消費者庁　2021 年９月７日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025582/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210907_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件

（うち屋外式（ＲＦ式）ガス給湯付ふろがま（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件

（うち電気冷蔵庫１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件

（うちエアコン（室外機）１件、漂白剤１件、液晶テレビ 1 件、電動アシスト自転車１件、

除湿乾燥機１件、ルーター（パソコン周辺機器、ＵＳＢ電源式）１件、ライター（使い切り型）１件）

・日大付属病院建設めぐる背任容疑 関係先として大学本部を捜索

＜NHK　2021 年９月８日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210908/k10013250471000.html

日本大学の付属病院の建設工事に関連した契約をめぐって、大学の関係者が大学側に損害を与えた疑いがあるとして、東京地検特捜部は背任容疑の関係先として日本大学の本部や田中英壽理事長の自宅などを捜索し、強制捜査に乗り出しました。

特捜部は､国内最大規模の大学の事業をめぐる不透明な資金の流れについて実態解明を進めるものとみられます。

関係先として捜索を受けたのは、都内にある日本大学の本部や大学の関連会社「日本大学事業部」、それに田中英壽理事長（74）の自宅などです。

このうち田中理事長の自宅では、午後５時半ごろ東京地検特捜部の係官数人が段ボール箱を運び出しました。

関係者によりますと、日本大学の付属病院の建設工事に関連した契約をめぐって、大学の関係者が大学側に損害を与えた疑いがあるということです。

日本大学のホームページによりますと、大学には 17 の学部があり在籍する学生は７万 3000 人余りと全国で最も多く、大学は医学部や歯学部に付属する４つの病院も運営しています。

また「日本大学事業部」は、11 年前に大学が出資して設立した関連会社で、物品の共同調達や関連施設の管理・運営などを手がけ、民間の信用調査会社によりますと、去年の売り上げは 68 億円に上っています。

特捜部は、捜索で押収した資料を分析し、国内最大規模の大学の事業をめぐる不透明な資金の流れについて実態解明を進めるものとみられます。

日大 田中英壽理事長とは

日本大学の田中英壽理事長は 13 年前、学校法人トップの理事長に就任し、アマチュア相撲を統括する日本相撲連盟の副会長を務めています。

また、平成 29 年までの４年間、JOC＝日本オリンピック委員会の副会長も務めました。

3 年前に起きた日本大学アメリカンフットボール部の悪質タックル問題では、大学が設置した第三者委員会の最終報告書で「理事長には絶大な権限と影響力があったが、当事者意識を欠いたまま適切な措置を講じなかった」などと指摘されました。

田中理事長はその後、大学のホームページで「深く反省し、学生ファーストの精神に立ち返りたい」などとするコメントを発表しています。

・新潟大教授が論文を二重投稿　外部から指摘、大学は処分や公表せず

＜朝日新聞　2021年9月7日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP966WL6P96UOHB00W.html

新潟大医学部の男性教授が投稿し、2011年に海外の医学誌に掲載された論文が「二重投稿」にあたるとして8月30日に撤回されたことが分かった。大学は「当時の規定では不正行為に該当しない」として、教授への処分や公表をしていない。

同大研究推進課などによると、二重投稿と認定されたのは医学部の男性教授が執筆した消化器腫瘍（しゅよう）に関する論文。外部からの指摘を受け、昨年1月に同大が調査委員会を設置。調査の結果、2010年に別媒体に掲載された自身の論文に類似点があったことから、昨年末に二重投稿と認定された。今年初めに同大から医学誌側に二重投稿を連絡した。調査に対し、男性教授は「二重投稿について十分な認識が無かった」と説明したという。

掲載当時の新潟大の学内規定では、二重投稿は研究不正の対象外で、教授への処分などはしていない。新潟大は今回の事案を受けて今年4月ごろ、二重投稿も不正に含めるよう規定を改めた。今後、二重投稿が確認された場合は処分の対象にもなりうるという。

医学誌（電子版）は8月30日に「この論文を撤回した」と発表した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月８日版）
＜厚生労働省　2021 年 9 月 8 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20965.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 9 月 7 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3SR16r6Z7YTuw4dY

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年9月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20979.html

・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021年9月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html

---

[対策・予防]

・“宣言”　東京 大阪など 19 都道府県 今月 30 日まで延長方針 政府
＜NHK　2021 年 9 月 8 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210908/k10013250551000.html
今月 12 日が期限となっている 21 都道府県の緊急事態宣言について、政府は東京都や大阪府など 19 都道府県で今月 30 日まで延長する一方、宮城県と岡山県は宣言からまん延防止等重点措置に移行させる方針を固め、与党側に伝えました。
新型コロナウイルス対策で、政府は東京や大阪など 21 都道府県に緊急事態宣言を出しているほか、12 県にまん延防止等重点措置を適用していて、いずれも今月 12 日が期限となっています。
こうした中、菅総理大臣は 7 日に続いて、午後 5 時半ごろから総理大臣官邸で西村経済再生担当大臣や田村厚生労働大臣ら関係閣僚とおよそ 1 時間会談しました。
その結果、東京都や大阪府など 19 都道府県で今月 30 日まで延長する一方、宮城県と岡山県は、宣言からまん延防止等重点措置に移行させる方針を固め、与党側に伝えました。
また、現在、重点措置が適用されている 12 県のうち富山、山梨、愛媛、高知、佐賀、長崎の 6 県は解除し、そのほかは期限を今月 30 日まで延長する方針です。
これにより、緊急事態宣言の対象地域は 19 都道府県に、まん延防止等重点措置の適用は 8 県になります。
政府はこうした方針を 9 日、感染症などの専門家でつくる「基本的対処方針分科会」に諮ったうえで対策本部で正式に決定することにしています。

・コロナに子どもが感染 親の有給取得の支援制度を再開へ
＜NHK　2021 年 9 月 8 日＞　https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20210908a.html
新型コロナウイルスの感染が子どもにも広がっています。昨年度で終了した、保護者に有給休暇を取得しやすくする支援制度について、厚生労働省は再開することを決めました。今後、助成額や申請方法など制度の詳細を決

めて公表することにしています。再開する支援の内容や相談先、1 都 6 県の学校や保育所などの状況について、現段階の情報です。

再開 有給とりやすくする制度 NHK

対象期間	ことし8月1日～12月まで
内容	休校や休園・子どもが感染等 保護者に有給 ↓ 取得させた企業に助成
助成額	厚生労働省 今後、詳細を決めて公表予定 ※昨年度は1人1日あたり1万5000円上限

“コロナで休まざるを得ない” 支援制度を再開へ

新型コロナウイルスの感染の影響が長期化し、子どもへの感染の広がりで休校や休園の動きも出ています。

子どもの世話をするため仕事を休まざるを得ない保護者に、法律上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた場合、企業に賃金相当額を助成する制度は、去年、全国で行われた臨時休校にあわせて導入され、昨年度いっぱいで終了しました。しかし、感染の状況、学校や保育所などの状況を踏まえ、厚生労働省は、この制度を再開することを決めました。

再開する支援制度の見通しは

8 月 1 日からことし 12 月までに、学校や保育所などが休みになったり、子どもが感染したりして、仕事を休まざるを得ない保護者に有給の休暇を取得させた場合、企業に助成を行います。

企業がこの制度を利用しない場合でも、企業の同意があれば保護者本人が申請することも可能にします。

昨年度の助成額は、1 人 1 日当たり 1 万 5000 円が上限で、厚生労働省は、今後、助成額や申請方法など制度の詳細を決めて公表することにしています。

○相談先
全国の労働局に特別相談窓口
コールセンター 0120-60-3999（9 時～21 時）

厚生労働省は、全国の労働局に特別相談窓口を設置するとともにコールセンターでも相談を受け付けていて、「企業に制度を利用してほしいなど、相談があれば連絡してほしい」としています。

学校や保育所の対応は 文部科学省が調査

休校や休園の状況はどうなっているのでしょうか。文部科学省は、新型コロナの感染拡大の新学期への影響について、学校や幼稚園を設置する全国の都道府県や市区町村の教育委員会を対象に調査を行いました。1757 の自治体から回答がありました。その結果です。

新型コロナ 新学期対応に関する状況調査 NHK

	小学校	中学校	高校	特別支援学校
夏休み延長 臨時休校	12%	13%	19%	9%
短縮授業 分散登校	23%	23%	34%	31%

文部科学省 調べ

○夏休みの延長や臨時休校

9 月 1 日時点で、夏休みの延長や臨時休校を実施、または予定していると回答した自治体は、小学校で 12%、中学校で 13%、高校で 19%、特別支援学校で 9%となりました。

その日数は最も長くて 12 日、最も短くて 1 日で平均すると 5 日前後でした。

○短縮授業や分散登校

短縮授業や分散登校を実施、または予定とした自治体は、小中学校ともに23%で、高校で34%、特別支援学校で31%となっています。感染拡大の影響で新学期に休校や短縮授業などいずれかの対応をとったのは、小中学校で3割弱、高校で半数近く、特別支援学校で3割余りとなりました。

1都6県の休校や休園などの状況

1都6県 夏休み延長等の対応状況 NHK

自治体	夏休み延長・臨時休校		短縮授業や分散登校	
	小学校	中学校	小学校	中学校
茨城県	90.7%	90.7%	62.8%	65.1%
栃木県	9.1%	9.1%	54.5%	54.5%
群馬県	5.7%	5.7%	42.9%	45.7%
埼玉県	15.9%	15.9%	74.6%	73.0%
千葉県	7.5%	7.4%	30.2%	37.0%
東京都	16.1%	17.5%	27.4%	27.0%
神奈川県	21.9%	30.0%	78.1%	73.3%

文部科学省HPより

子どもの居場所の状況は

また、夏休みの延長や休校の間の、子どもの居場所の確保についての調査結果です。

〇放課後児童クラブなど

小学校では放課後児童クラブなどでの居場所の確保について、「実施した」「予定している」としたのは、この質問への回答があった自治体の88%にあたる306自治体でした。

一方で「実施しなかった」「予定はない」は10%の36自治体でした。

〇預かり保育の状況

また幼稚園における預かり保育の状況としては、「実施した」「予定している」としたのは66自治体に対して、「実施しなかった」「予定はない」は29自治体でした。

◇*省庁発表*

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021年9月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・接触確認アプリ「COCOA」の修正版（「1.2.6」）の配布を開始しました

＜厚生労働省　2021年9月8日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20963.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの開発状況について

＜厚生労働省　2021年9月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=j3SR16r6Z7YTuwgdY

・新型コロナワクチンについて

＜厚生労働省　2021年9月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0it65bGW4ovhzshY

・新型コロナウイルス感染症治療薬の実用化のための支援事業（二次公募）の採択結果について

＜厚生労働省　2021年9月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1C1847eQ5I3nyk5Y

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2021年9月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yTBh_qqN-ZD60xNY

・来年の新型コロナワクチンの供給に係る武田薬品工業株式会社との契約締結について

＜厚生労働省　2021年9月7日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1Sx94raR5Yzmzg9Y

****

[3] 新たに８物質を麻薬等に指定し、規制の強化を図ります

＜厚生労働省　2021 年９月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00003.html

本日付けで、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令」の一部を改正し、新たに**５物質（※１）を麻薬**として、**３物質（※２）を向精神薬**として指定しました（政令の施行は本年 10 月８日）。

今回の麻薬指定により、麻薬の総数は 221 物質になります。

新たに麻薬に指定される物質は、現在、厚生労働省が指定薬物（※３）に指定しており、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されています。同物質は、麻薬と同種の乱用のおそれがあること、麻薬と同種の有害作用をもつことが確認されましたので麻薬に指定し、罰則を強化（※４）することにより規制の強化を図ります。

なお、麻薬に指定される物質は、指定薬物の指定から外され、指定薬物ではなくなります。

厚生労働省としては、今後、麻薬等に指定された物質が乱用されることのないよう、関係機関に通知を発出し、注意喚起を行っていきます（※５）。

※１　物質１　化学名：１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－イソプロポキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール
通称名：Isotonitazene
CAS No.： 14188-81-9　＊

物質２　化学名：１－（１，２－ジフェニルエチル）ピペリジン
通称名：Diphenidine
CAS No.： 36794-52-2　＊

物質３　化学名：５－ペンチル－２－（２－フェニルプロパン－２－イル）－２，５－ジヒドロ－１Ｈ－ピリド［４，３－ｂ］インドール－１－オン
通称名：CUMYL-PEGACLONE
CAS No.： 2160555-55-3　＊

物質４　化学名：メチル＝３，３－ジメチル－２－［１－（ペンタ－４－エン－１－イル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］ブタノアート
通称名：MDMB-4en-PINACA
CAS No.： 2504100-70-1　＊

物質５　化学名：１－［１－（３－メトキシフェニル）シクロヘキシル］ピペリジン
通称名：3-MeO-PCP
CAS No.： 72242-03-6　　91164-58-8（塩酸塩）　＊

※２　物質１　化学名：７－クロロ－５－（２－クロロフェニル）－１，３－ジヒドロ－１－メチル－２Ｈ－１，４－ベンゾジアゼピン－２－オン
通称名：DICLAZEPAM
CAS No.： 439-14-5　＊

物質２　化学名：６－(２－クロロフェニル)－１－メチル－８－ニトロ－４Ｈ－ｓ－トリアゾロ［４，３－ａ］［１，４］ベンゾジアゼピン
通称名：CLONAZOLAM
CAS No.： 33887-02-4　＊

物質３　化学名：８－ブロモ－６－(２－フルオロフェニル)－１－メチル－４Ｈ－ｓ－トリアゾロ［４，３－ａ］［１，４］ベンゾジアゼピン
通称名：FLUBROMAZOLAM
CAS No.： 612526-40-6　＊

＊　ACSES 事務局調べ

※３　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている。

※４　指定薬物に関する罰則：最高で５年以下の懲役及び 500 万円以下の罰金
麻薬に関する罰則：最高で無期若しくは３年以上の懲役及び 1000 万円以下の罰金

※５　厚生労働省ホームページ内「薬物乱用防止に関する情報」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html

---

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第 250 号）

［官報］　令和３年９月８日　本紙　第 571 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210908/20210908h00571/20210908h005710002f.html

あらまし

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第 250 号）（厚生労働省）

１　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（本則関係）

㈠　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－イソプロポキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

㈡　１－（１・２－ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類

㈢　５－ペンチル－２－（２－フェニルプロパン－２－イル）－２・５－ジヒドロ－１Ｈ－ピリド[４・３－ｂ]インドール－１－オン及びその塩類

㈣　メチル＝３・３－ジメチル－２－[１－（ペンタ－４－エン－１－イル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類

㈤　１－[１－（３－メトキシフェニル）シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類

２　次に掲げる物を向精神薬に指定することとした。（本則関係）

㈠　７－クロロ－５－（２－クロロフェニル）－１・３－ジヒドロ－１－メチル－２Ｈ－１・４－ベンゾジアゼピン－２－オン及びその塩類

㈡　６－（２－クロロフェニル）－１－メチル－８－ニトロ－４Ｈ－ｓ－トリアゾロ[４・３－ａ][１・４]ベンゾジアゼピン及びその塩類

㈢　８－ブロモ－６－（２－フルオロフェニル）－１－メチル－４Ｈ－ｓ－トリアゾロ[４・３－ａ][１・４]ベンゾジアゼピン及びその塩類

３　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年９月８日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 250 号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十二号を第百四十七号とし、第百三十五号から第百四十一号までを五号ずつ繰り下げ、第百三

十四号を第百三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十九　１－[１－（３－メトキシフェニル）シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類

第一条中第百三十三号を第百三十七号とし、第百十二号から第百三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第百十一号を第百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十五　メチル＝３・３－ジメチル－２－[１－（ペンタ－４－エン－１－イル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類

第一条中第百十号を第百十三号とし、第百六号から第百九号までを三号ずつ繰り下げ、第百五号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　５－ペンチル－２－（２－フェニルプロパン－２－イル）－２・５－ジヒドロ－１Ｈ－ピリド[４・３－ｂ]インドール－１－オン及びその塩類

第一条中第百四号を第百六号とし、第四十四号から第百三号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　１－（１・２－ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十二号を第四十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－イソプロポキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第三条中第七十五号を第七十八号とし、第六十七号から第七十四号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　８－ブロモ－６－（２－フルオロフェニル）－１－メチル－４Ｈ－ｓ－トリアゾロ[４・３－ａ][１・４]ベンゾジアゼピン及びその塩類

第三条中第六十五号を第六十七号とし、第三十七号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　６－（２－クロロフェニル）－１－メチル－８－ニトロ－４Ｈ－ｓ－トリアゾロ[４・３－ａ][１・４]ベンゾジアゼピン及びその塩類

第三条中第三十五号を第三十六号とし、第十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　７－クロロ－５－（２－クロロフェニル）－１・３－ジヒドロ－１－メチル－２Ｈ－１・４－ベンゾジアゼピン－２－オン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　　田村　憲久
内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 152 号）

［官報］　令和３年９月８日　本紙　第 571 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210908/20210908h00571/20210908h005710002f.html

○厚生労働省令第 152 号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行に伴い、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年９月８日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物

及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～九十六　（略）
（削る）
九十七～百十三　（略）
（削る）
百十四～二百二十七　（略）
二百二十八～二百三十九　（略）
（削る）
二百四十～二百六十八　（略）
（削る）
二百七十四～三百三　（略）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（削る）</td><td>（削る）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
七　（略）</td><td>（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～九十六　（略）
九十七　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－イソプロポキシベンジル）－５－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
九十八～百十四　（略）
百十五　１－（１・２－ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類
百十六～二百二十九　（略）
二百三十　５－ペンチル－２－（２－フェニルプロパン－２－イル）－２・５－ジヒドロ－１Ｈ－ピリド［４・３－ｂ］インドール－１－オン及びその塩類
二百三十一～二百四十二　（略）
二百四十三　メチル＝３・３－ジメチル－２－［１－（ペンタ－４－エン－１－イル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］ブタノアート及びその塩類
二百四十四～二百七十二　（略）
二百七十三　１－［１－（３－メトキシフェニル）シクロヘキシル］ピペリジン及びその塩類
二百六十九～二百九十八　（略）
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>１－（１・２－ジフェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する</td><td>学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
七（略）</td></tr>
</table>

附　則

１　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行の日から施行する。

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

****

[4] ***健康安全***

◇「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定した事案について公表します

＜厚生労働省　2021 年９月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20883.html

厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（座長：東京医療保健大学 教授 明石 真言）は、平成 23 年３月の東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の２名から、それぞれ咽頭がんの労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか検討を行った結果、それぞれ業務上との結論となり、それを踏まえ、福島労働局富岡労働基準監督署において、令和３年９月６日に労災認定しましたので、公表します。

厚生労働省では、東京電力福島第一原発事故後の緊急作業従事者に対して、電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを直接送付するなどにより、労災補償制度の周知に努めていきます。

なお、この公表については、緊急作業従事者を含む東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に認定の要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意を得て公表するものです。

【添付資料】

資料　「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の検討結果及び労災認定について

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000827213.pdf

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

○ 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（座長：東京医療保健大学教授明石真言）では、東京電力福島第一原子力発電所における事故後の作業従事者の２名から、それぞれ咽頭がんの労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

○ 咽頭がんと放射線被ばくに関する医学的知見については令和３年９月に報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえた咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方に基づき業務上外を判断することが適当。

・咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおり。

①被ばく線量が100mSv以上であること

②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること

③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因（喫煙、飲酒、EBウイルス）についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

○ 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者２名にそれぞれに発症した咽頭がんについて、それぞれ業務上との結論。（令和３年８月30日開催）

労災認定された事案について①

○ 労働者は発症時60歳代の男性。

○ 昭和52年４月～平成27年5月のうち約35年、放射線業務に従事。

（東電福島第一原発事故後は、構内での作業に従事）

○ 総被ばく線量約199mSv［うち事故後の作業:約85mSv］

○ 東電福島第一原発において原子炉の運転・監視業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における、がれきの撤去、原子炉への注水のためのホースの敷設業務等に従事。

○ 東電福島第一原発事故後の業務では防護服・全面マスク等を着用。

労災認定された事案について②

○ 労働者は発症時40歳代の男性。

○ 平成８年５月～平成31年２月のうち約15年、放射線業務に従事。

（東電福島第一原発事故後は、構内での作業に従事）

○ 総被ばく線量約386mSv［うち事故後の作業:約44mSv］

○ 医療機関において放射線技師としてX線撮影業務に従事し、その後、全国の原子力発電所において作業員の被ばく線量管理等の業務に従事し、東電福島第一原発事故後は、東電福島第一原発構内における放射線量測定業務等に従事。

○ 東電福島第一原発事故後の業務では防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の労災認定状況

○ これまでに労災認定された東電福島第一原発事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病３件、甲状腺がん２件、肺がん１件。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

○ 緊急作業従事者（約２万人）に対し、平成２４年度から電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを７回、直接送付している。

※ 以上については、緊急作業従事者を含む東電福島第一原発事故後の作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意があり公表するもの。

◇咽頭がん・悪性黒色腫と放射線被ばくに関する医学的知見を公表します

～国際的な報告や疫学調査報告などを分析・検討して報告書を取りまとめ～

＜厚生労働省　2021 年９月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20882.html

厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」（座長：東京医療保健大学教授 明石 真言）は、このたび、咽頭がん・悪性黒色腫と放射線被ばくとの関連について、現時点の医学的知見を報告書として取りまとめましたので、公表します。

この報告書は、放射線業務従事者に発症した咽頭がん・悪性黒色腫について、業務が原因かどうかを判断するために、国際的な報告や疫学調査報告などを分析・検討し、取りまとめたものです。

報告書の概要と、報告書を踏まえた咽頭がん・悪性黒色腫と放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は資料１及び２のとおりです。

なお、この報告書は、現時点での医学的知見を取りまとめたもので、今後とも最新の医学的知見の収集に努めてまいります。

【添付資料】

資料１　咽頭がんの検討会報告書概要と当面の労災補償の考え方

資料２　悪性黒色腫の検討会報告書概要と当面の労災補償の考え方

資料３　咽頭がんと放射線被ばくに関する医学的知見について（報告書）

資料４　悪性黒色腫と放射線被ばくに関する医学的知見について（報告書）

参考資料　用語解説（資料３・４共通）

****

[5] ***環境安全関係***

◇（仮称）秋田県八峰町・能代市沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2021 年９月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109967.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業）の三次公募について

＜環境省　2021 年９月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109962.html

[公募結果、意見募集結果]

◇令和３年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の公募採択事業について

＜環境省　2021 年９月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109960.html

****

[7] ***その他省庁発表***

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 1542 号）

［官報］　令和３年９月８日　本紙　第571号　５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210908/20210908h00571/20210908h005710005f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第1543号）
［官報］　令和３年９月８日　本紙　第571号　６頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210908/20210908h00571/20210908h005710006f.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会　ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（第４回）の開催について
９月１５日
＜内閣府　2021年９月７日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_wine_annai_4.html
（１）L-酒石酸カルシウムに係る食品健康影響評価について
（２）その他
・「温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会（第１回)」の開催について
９月13日
＜環境省　2021年９月８日＞　https://www.env.go.jp/press/109971.html
（１）制度をめぐる最近の動向等について
（２）公表データの活用促進に向けた方策について
（３）任意報告の拡充について
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)
＜厚生労働省　2021年９月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html
・第68回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第17回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について
９月10日
＜厚生労働省　2021年９月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20899.html
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況等について
（２）新型コロナワクチンの接種後の健康状況に係る調査について
（３）その他
・第15回医師の働き方改革の推進に関する検討会の開催について（オンライン開催）　９月１５日
＜厚生労働省　2021年９月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0Sg4ydhvx11ySstY
・第12回以降の検討会を踏まえて更なる検討が必要な事項について
・医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の取扱い等について
・薬事・食品衛生審議会　薬事分科会を開催します　９月22日
＜厚生労働省　2021年９月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9wzoq28p91U9gWllY
公開案件
〔報告事項〕
１．日本薬局方部会について
２．生物学的製剤基準の一部改正について
３．基本要件等の一部改正について
４．医薬品等安全対策部会について
非公開案件
〔報告事項〕
１．各部会からの報告（別紙参照）
・学校法人ガバナンス改革会議（第５回）の開催について　９月９日
＜文部科学省　2021年９月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Uac3CjXxziPbH

1. 私立学校関係団体からのヒアリング
2. 学校法人のガバナンスについて
3. その他

[開催記録、報告、資料等]

・令和３年度化学物質のリスク評価に係る企画検討会　　９月８日
＜厚生労働省　2021年９月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yTBh_qqN-ZD60pNY
⑴ 令和２年度のリスク評価の実施結果の報告等について
⑵ 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
⑶ 令和３年度のリスク評価の実施方針の検討について
⑷ その他
・令和３年度 第１回化学物質のリスク評価に係る企画検討会　資料
＜厚生労働省　2021年９月７日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N8wpbxJC3w6rA72lY
（１）令和２年度の労働者の健康障害防止に係る化学物質のリスク評価の実績 について
（２）職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書について
（３）令和３年度の労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価実施方針について
（４）令和３年度リスクコミュニケーションの進め方について
（５）その他
・第１４回アレルギー疾患対策推進協議会　議事録　　７月２９日
＜厚生労働省　2021年９月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_gcX5vdA6HJdZCRY
・世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議（第１回）　配布資料　　2021年９月８日
＜文部科学省　2021年９月８日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af6Uac3CjXxziPbG
1. 検討会議の議事運営等について
2. 「世界と伍する研究大学専門調査会」の検討状況について
3. 特定研究大学制度（仮称）の検討の進め方について
4. 特定研究大学（仮称）に求められるガバナンスについて
5. その他

****

[9] ***その他***

・研究人生狂わすハラスメント　理不尽な上司と闘うために必要なことは
＜朝日新聞　2021年９月６日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP935W3MP92PLBJ002.html?iref=comtop_7_05
差別的な発言や理不尽な態度といった研究室内のハラスメントは、研究者人生を左右する。とくに女性や若手など、立場の弱い人は被害に遭いやすい。ハラスメントが起きる背景にはどのような事情があるのか。

広島大学ハラスメント相談室の北仲千里准教授（社会学）は、理系の女性研究者はまだ少なく、研究室などで「紅一点」となることが少なくないと指摘する。

そのため男性の上司や同僚の誘いかけの対象になりやすく、セクシュアルハラスメントに遭う確率が高いという。

実験をする研究室では、夜遅くまで研究室に残ったり、泊まり込んだりすることもある。「理系女性に話を聞くと、研究を続けたかったら、セクハラをサバイブ（生き残り）しなければいけない、とよく言っている」

このような環境では、妊娠、出産に関わるマタニティー・ハラスメントも起きやすい。男性の上司は産休や育休といった制度に疎いことが多いため、配慮に欠けた発言や行動に結びつくことがある。

上司が女性でも、厳しい環境で研究と子育てを両立してきた自身の経験から、後輩にも同じことを求めるケースもある。

研究や指導の際に、優位な立場にいる人が理不尽な嫌がらせを行うアカデミック・ハラスメントが起きる背景は、さらに複雑だ。

NPO「アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク」は、アカハラについての相談受け付けや、啓発活動をしている。

代表理事の御輿（おごし）久美子さんは「嫌がらせの意図を持っているかどうかは関係ない。主に立場が上の人から下の人に向けて起こるが、状況によっては逆もあり、同じ人が加害者にも被害者にもなり得る」と話す。

アカハラの件数についての統計はないが、同NPOには年間300件以上の新規の相談が持ち込まれるという。

御輿さんは理系の特徴として、長い拘束時間を挙げる。朝早くから夜遅くまで研究室にいなければいけないというルールを課し、土日も出てくることを求める教員もおり、過労で心身のバランスを崩す人もいる。

こうしたルールや慣習がある…

********** 以上 **********